

ひとり暮らし高齢者に対する乳酸菌飲料配達実施要綱

(目的)

第1条 本事業はひとり暮らし高齢者に対して、安否確認、社会的孤立感の解消を図り高齢者福祉の推進を目的とする。

(実施方法)

第2条 本事業は社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会会長（以下〔会長〕という。）が、福岡ヤクルト販売株式会社篠栗センターを指定し、乳酸菌飲料配達を委託するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 町内に一人で居住し、75才以上の者であること。
- (2) 週3日以上就労していない者。
- (3) 介護(予防)通所サービス、訪問サービス、自費訪問サービス、町の配食サービスを合わせて、週3日以上受けていない者。
- (4) ふれあいいきいきサロン・老人クラブ・ボランティア活動・趣味活動等におおむね週3日以上参加していない者。

(申込手続)

第4条 乳酸菌飲料配達を希望する者は、居住地区の民生委員・児童委員による前条の確認を受け必要書類を会長に提出すること。

- 1 乳酸菌飲料申込書（様式第1号）
- 2 その他、会長が必要と認めたもの。

(配達期間)

第5条 本事業の実施期間は原則として、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、第3条の対象者の要件を満たさなくなった場合、または申込者側の都合による申し出があった場合、中途解約するものとする。

- 2 配達は原則として週3回とする。

(経費)

第6条 本事業に要する経費は社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めない事項については、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(ひとり暮らし老人に対する乳酸飲料配達実施要綱の廃止)

2 ひとり暮らし老人に対する乳酸飲料配達実施要綱(昭和61年4月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前のひとり暮らし老人に対する乳酸飲料配達実施要綱の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、この要綱によりなされたものとみなす。

4 第3条に規定する年齢は、経過措置として令和2年度は71歳と読み替え、以後、毎年1歳ずつ加算し、75歳に到達するまで読み替えるものとする。